

小牧市議会議案第146号

小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する
条例の制定について

小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和2年12月14日提出

小牧市長 山下 史守朗

小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する 条例

小牧市は、小牧市民憲章に「感謝と思いやりのあるあたたかいまち」を掲げ、人権尊重の精神を育みながら、まちづくりに取り組んできた。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が全世界に拡大し、日本国内においても、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命や健康を脅かしている。

こうした中、全国的にインターネット等で新型コロナウイルス感染症の感染者に対する誤解や偏見から発生する差別等の事案が確認されている。これらは、重大な人権侵害であり、新型コロナウイルス感染症の感染者、その家族、関係者等への^{ひぼう}誹謗中傷は、絶対に許されることではない。

新型コロナウイルス感染症は、その感染経路が不明である事案も多く、感染の防止に配慮した生活をしていてもなお感染する可能性は否定できないことから、新型コロナウイルス感染症の感染者を責める風潮は、正さなければならない。

このような状況を踏まえ、一人ひとりが互いを思いやり、人権尊重並びに個人情報及びプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染した疑いのあることを理由とする偏見又は差別的な言動に同調し、根拠の有無に関わらず情報を拡散することのないよう、新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解と正確な情報に基づき行動することが求められる。

市、市民及び事業者が、新型コロナウイルス感染症関係者の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会を支える全ての人に感謝の気持ちを持ち、互いに支え合う小牧市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見等の行為を防止し、その人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 新型コロナウイルス感染症関係者 新型コロナウイルス感染症に感染した者及び感染した疑いのある者並びにその家族並びにそれらの者に関連する地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野の組織等及びこれに属する者をいう。

(3) 偏見等 新型コロナウイルス感染症関係者であることを理由とする偏見、差別、風評、誹謗中傷、プライバシーの侵害等をいう。

(4) 偏見等の行為 インターネットを介して、又はビラ等を頒布して偏見等に係る情報を流通させる行為その他の新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見等による不当な言動及び差別的取扱いの行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、偏見等を生じさせないため、新型コロナウイルス感染症について正しく理解するための啓発の取組及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な情報の公表に努めるものとする。

2 市は、前項の規定による公表を行うに当たっては、偏見等の行為の未然防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症関係者の人権を擁護するよう最大限配慮するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、新型コロナウイルス感染症について正しく理解するとともに、新型コロナウイルス感染症関係者に対して偏見等の行為をすることがないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、新型コロナウイルス感染症について正しく理解するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報に基づく従業員の教育に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、偏見等の行為の未然防止を図り、新型コロナウイルス感染症に感染した従業員及び感染した疑いのある従業員並びにその家族の人権を擁護するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症関係者の人権を擁護するための市、市民及び事業者の責務を定めるため必要があるからである。

参考資料

小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する 条例案のあらまし

- 1 この条例は、新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見等の行為を防止し、その人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務について定めるものとする。（第1条関係）
- 2 市、市民及び事業者の責務について定める。（第3条から第5条まで関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。